

身体拘束最小化に向けた取り組み

• 本指針の位置づけ

患者の尊厳と主体性を尊重し、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしない治療や看護を目指します。身体拘束等を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体拘束等の及ぼす身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束等の廃止に向けた意識を常に持ち、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等をしない診療・看護の提供に努めます。

• 活動内容

- 身体拘束行為の実態状況を把握し、管理者を含む職員へ周知
- 身体拘束実施に対し、報告、原因、適正性の分析、解除等の検討。
- 身体拘束廃止に向けた改善策の検討
- 身体拘束に対する指針、マニュアルの見直し
- 身体拘束廃止等に対する職員研修の実施

• 構成メンバー

医師 顧問 事務局長 看護部長 リハビリ部長